

コロナ対策のつもりが過剰な反応になっていませんか

新型コロナウイルス感染症拡大が落ち着かない今、社会全体が不安に包まれやすくなっています。その中で、あなたの思い込みが差別や偏見を生み出します。

「誰か」のことでなく「自分のこと」として考えることが大切で、悪質な行為には法的な責任が伴います。

正しい知識・情報に基づいて行動することが、新型コロナウイルス感染症から、自分を、家族を、みんなを守ることに繋がります。



～正しい情報をもとに冷静な行動を～
東かがわ市・香川県人権啓発推進会議

6月1日は「人権擁護委員の日」です

「人権擁護委員の日」をご存じですか？

法務省と全国人権擁護委員連合会では、昭和24年6月1日に人権擁護委員法が施行されたことを記念し、毎年6月1日を「人権擁護委員の日」と定め、この日を中心に特設人権相談所の開設や人権への理解を深めてもらうための啓発活動に取り組んでいます。

人権擁護委員の活動の一つに人権相談があります。家庭内の問題(夫婦、親子、結婚、離婚、扶養、相続など)、隣近所とのもめごとなどでお困りの場合はひとりで悩まず、人権相談所や市の人権擁護委員にお気軽にご相談ください。相談は無料で、相談内容についての秘密は固く守られます。

※相談日と場所は、本紙カレンダー(人権相談)をご確認ください。

本市の人権擁護委員を紹介します

法務大臣から委嘱された人権擁護委員は、人権相談や思いやりの大切さを教える「人権教室」「人権の花運動」など、地域に密着した活動を行っています。

引田地区	大岡 眞海	高田 千浪
白鳥地区	向井 明美 松村 恵子	児島 幸恵
大内地区	川田恵美子 河合千津子	岡本 和士

(順不同・敬称略)

6月23日～29日は男女共同参画週間です

国では「男女共同参画社会基本法」の公布・施行日である平成11年6月23日を踏まえ、毎年6月23日から29日までの1週間を「男女共同参画週間」として定めています。

男性と女性が、職場で、学校で、地域で、家庭で、それぞれの個性と能力を發揮できる「男女共同参画社会」を実現するためには、政府や地方公共団体だけではなく、国民みなさん一人ひとりの取り組みが必要です。

私たちのまわりの男女の対等な協力関係について、この機会に考えてみませんか？

2年度 東かがわ市人権作品 標語の部 優秀賞

※人権作品発表会で選ばれた作品を、順不同で毎月掲載しています。

ありがとう 言うも聞くのも うれしいな

モラハラは しないさせない 許さない



問合せ 人権推進課 Tel 26-1227

手話を覚えてみませんか

ここでは日常生活で使える手話を紹介します。
みなさんも一緒にやってみましょう！

食べる、食事
“eat” “meal”

問合せ 福祉課 Tel 26-1228



掌を上に向けた左手から
右手2指を口へ運ぶ



手話動画配信